

暮らしの税務相談

16

災害や盗難など、突然の災害に見舞われた場合の税務手当て



雑損控除

地震や台風などの災害や盗難など突然の損害に見舞われることがあるかもしれませんが、いざというときのための知識として今回はそのような災害や損害に見舞われてしまった場合の税務上の手当てについてふれてみます。

災害や盗難、横領などによって、自分の資産について損害を受けた場合には、一定の金額をその年の所得金額から差し引くことができます。これを雑損控除といいます。この控除の対象になる資産が次のいずれにも当てはまる必要があります。

① 資産の所有者が次のいずれかであること。納税者本人もしくはその年の総所得金額等が38万円以下で、納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族。

② 生活に通常必要な住宅、家具、衣類などの資産であること。(別荘や事業用の資産。書画、骨とう、貴金属等で1組または1個の価額が30万円を超えるものなどは当てはまりません)。

※災害の規定がありますので詳細は税

務署等にお問い合わせ下さい。

雑損控除として控除できる金額は、次の2つのうちいずれが多い方の金額です。

- ① (差引損失額) - (総所得金額等) × 10%
- ② (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円

なお、損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、その年の翌年以後(3年間が限度)に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます。

軽減免除

雑損控除とは別に、その年の所得金額の合計額が1,000万円以下の人が災害にあった場合は、災害減免法による所得税の軽減免除があり、どちらか有利な方法を選べます。

災害減免法による所得税の軽減免除とは、災害によって受けた住宅や家財の損害金額(保険金などで補てんされる金額を除きます)が、その時価の2分の1以上で、災害にあった年の所得金額の合計額が1,000万円以下のと

きにおいて、その災害による損失額について雑損控除を受けない場合は、申告により、その年の所得税が災害減免法により所得金額に応じて軽減されるかまたは免除されます。

さらに災害を受けたサラリーマン、公的年金受給者の方は、その災害による損害金額が、住宅または家財の価額の2分の1以上で、かつ、その年分の合計所得金額の見積額が1,000万円以下である場合には、所得金額の見積額に応じて、源泉所得税の全部または一部について徴収猶予や還付を受けることができます。

また、災害による住宅や家財の損害金額がこれらの価額の2分の1未満、または、その年の合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合で、災害による損害金額について雑損控除の適用が受けられると認められるときには、徴収猶予限度額に達するまでの金額について、源泉所得税の徴収猶予を受けることができます。

なお、徴収猶予や還付を受けようとする方は、所轄税務署長に「源泉所得税の徴収猶予・還付申請書」等の書類を提出する必要があります。

サラリーマンがこの源泉所得税の徴収猶予または還付を受けた場合は年末調整がされませんので、確定申告により所得税を精算することになります。

監修 浦和税理士法人

「お客様の視点で考える」

発想とバイタリティで
深い関与を理想としています。

税理士業務

- ◎法人・個人の決算及び申告書類の作成
- ◎相続・贈与・譲渡等の申告書類の作成
- ◎各種税金に関する相談
- ◎税務関係の書類作成
- ◎税務調査の立会

会計業務

- ◎記帳代行
- ◎会計処理の指導及び相談
- ◎試算表作成

税理士

伊藤 信彦
荻原 岳志

浦和税理士法人

Tel 048(837)8555
Fax 048(837)8556

〒336-0024 埼玉県さいたま市南区根岸4-16-7
http://www.urawa-tax.com